

平成 17 年 4 月 26 日

原子炉建屋における協力企業作業員の負傷について

当所 3 号機は定期検査中ですが、平成 17 年 4 月 26 日午前 4 時 45 分頃、原子炉建屋 2 階（管理区域*）において、制御棒駆動機構を運搬台車へ積み込み作業中、台車のスライド式のふたを閉めていた作業員が、右手小指を当該ふたに挟み負傷しました。応急処置後、救急車にて病院に搬送しました。

診察の結果、右手小指の切り傷および骨折と診断され、治療後、協力企業の事務所に戻りました。

調査の結果、作業員は、当該のふた（添付図内 A）が遮へい用のため鉛製で重くスライドさせにくいことから体重をかけて閉めようとした際、誤ってふたで挟んでしまう位置に右手を置いてしまい、当該のふたと別のふた（添付図内 B）との間に右手小指を挟んでしまったことがわかりました。（添付「作業員の負傷状況図」参照）

今後、台車の遮へい用のふたを閉める作業を行う際に、指を挟まないよう注意喚起の表示を台車に取り付けるとともに、今回の事象を協力企業との会議の場で事例として紹介し、再発防止に努めてまいります。

なお、作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

*：管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止を図るため管理を必要とする区域。

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における、区分Ⅲに該当するものとしてホームページに掲載したものです。

作業員の負傷状況図

